

News&Topics

人種差別撤廃条例制定のためのシンポジウム

～地域から考えよう～人種差別をなくすための条例

6月30日午後6時から弁護士会館で「人種差別撤廃条例制定のためのシンポジウム～地域から考えよう～人種差別をなくすための条例」が開かれた。日本に住む外国籍住民が日常生活のさまざまな場面で差別や偏見を受けることがある。このようなことをなくすため、まずは地域で「人種差別撤廃条例」を作ることはできないものか、さまざまな立場のパネラーを迎え、人種差別撤廃条例の中身を考えた。

●企画の経緯

「差別禁止法制検討プロジェクトチーム」(以下当PT)の元々のなりたちは、約2年前に発足した「在日コリアンの子どもたちに対する嫌がらせ対策プロジェクトチーム」にさかのぼる。ここで根本的な問題として浮かび上がったのは日本の差別禁止政策の貧弱さであり、今回のシンポジウム「～地域から考えよう～人種差別をなくすための条例」が企画されるに至った。

●内容

シンポ冒頭、議論のたたき台として、当PT作成の「人種差別撤廃条例」要綱試案を示した。その特徴としては、①差別の定義に「国籍・在留資格」による差別を盛り込んだ、②公務員による差別表現規制を盛り込み、刑事罰を設けた、③公務員の就職・昇任につき、役職の区別なく、すべての差別を禁止した、④救済機関として「人種差別撤廃委員会」を設け、これを首長管轄とした、などの点があげられる。これに加え現状の都内各自治体の政策分析として、都内全自治体に行なった外国人差別問題に関するアンケートの結果を発表した後、シンポの山場・パネルディスカッションに入った。

●パネルディスカッション

参加いただいたパネリストは、高野文生さん(NPO法人TAE理事)、藤本俊明さん(自由人権協会外国人の権利小委員会・神奈川大学講師)、鄭 暎恵さん(大妻女子大学教員)、坂井眞さん(報道被害救済弁護士ネットワーク代表・弁護士〔当会会員〕)の4名。その他コーディネーターとして、当PTから師岡康子会員が参加した。

冒頭、差別撤廃法制の必要性について、各パネリストそれ



ぞれの立場から語っていただいた。高野さんは留学生サポート活動現場での経験、たとえばアパート入居拒否などの経験から、社会での差別の根深さと差別禁止政策の必要性を語り、鄭さんは、自分が在日コリアンとして受けた様々な差別の実態と、その当事者であることのストレスなどを語った。藤本さんは、条例制定による「差別禁止宣言」がなされ、差別禁止が意識されるという副次効果について語った。

条例の具体的内容をめぐる討論では、刑事罰による表現規制の是非に議論が集中した。その必要性を訴える藤本さんに対し、一定の規制の必要性は認めつつも、刑事罰による表現規制は「劇薬」であり慎重であるべきと、坂井さんが反論した。鄭さんも、表現規制には慎重な姿勢を示した。なおこの議論の中、高野さんから「実際の現場では、アパートに入れるかとか、仕事に就けるかとか、そういうことがまず気になる」との指摘があった。これは、机上の議論ではなく、当事者・現場に密着した議論であってほしいというメッセージではないだろうか。

最後に各パネリストから条例の制定による差別減少への期待が語られたが、高野さん・鄭さんからは、条例策定のプロセスには当事者・被害者である外国人が参加できないことの意味を改めて考えるべき、との指摘があった。

●今後

今回のシンポでは具体的な対策にまで踏み込んだ議論がなされ、差別表現をめぐる議論などで、一定の成果があった。差別撤廃条例の内容についてはまだ完全な一致はないものの、今回の成果を生かし、当PTでもさらに議論と実践を続けていきたい。

(外国人の権利に関する委員会委員 松原 拓郎)